

平成31年度第1回白井市地域福祉計画策定等委員会会議録

- 1 **開催日時** 令和元年8月9日（金）午後1時30分から3時20分まで
- 2 **開催場所** 白井市保健福祉センター2階 研修室2
- 3 **出席者** 高尾委員長、阿部委員、石田委員、黒添委員、白石委員、伊藤委員
鶴岡委員、所委員、中島委員、松本委員、山口委員
- 4 **欠席者** 久保委員、美濃口委員、森谷委員、柴委員
- 5 **事務局** 笠井市長、風間社会福祉課長、久古係長、村田主査補
伊藤高齢者福祉課長、安岡主査補
市民活動支援課松岡係長
池内保育課長、細山主事
石戸生涯学習課長、菅沼主任主事
- 6 **傍聴者** 6名
- 7 **資料** ①「地域福祉に関する施策」にかかる主な取り組み
②白井市第2次地域福祉計画の取組にかかる進行管理シート（平成30年度）
③白井市第2次地域福祉計画事業の評価
④白井市第2次地域福祉計画の取組項目説明希望事業

8 議 事

I 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
会議に先立ちまして、委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。前任の田代委員に代わりまして、新たに伊藤 忠昭 委員を委嘱させていただきましたので、ご報告いたします。

また、本日欠席となりますが、空席となっております白井市男女共同参画推進会議からの推薦委員について、柴 沙智江委員を委嘱させていただきましたので報告させていただきます。

これより、会議に移ります。

本日の出席委員は11名です。委員の半数以上が出席しておりますので、ただいまから平成31年度第1回地域福祉計画策定等委員会を開催させていただきます。
本日出席されております笠井市長よりあいさつをお願いしたいと思います。

○市長 本日は、公私ともにご多忙のところ会議にご出席をいただきありがとうございます。

さて、日本は少子・高齢化、人口減少時代が到来しており、その波は本市においても押

し寄せており、白井市第2次地域福祉計画にも掲載されているように2020年をピークに人口減少に転じるものと予測されております。

2025年には、団塊の世代の皆様が後期高齢者となり、65歳以上人口が27.7%に達するものと推計され、今後本市に住む子どもから障がい者、高齢者の皆様が地域の一員として生き生きと暮らしていくために、地域福祉の推進がますます重要となってまいります。

こうしたなか、市では、委員の皆様のご尽力を賜り平成29年度から令和7年度までの9年間の「白井市第2次地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市の健康・福祉分野の基幹計画であり、市民・事業者・市が連携して地域福祉活動に取り組むことで、協働によるまちづくりの推進に貢献するものであります。

今回の会議においては、地域福祉に関する施策の平成30年度における取組項目に対する助言やご意見をいただき評価を行っていただく場となります。第2次計画においては今回が初めてとなりますことから、委員の皆様の忌憚のないご意見を期待しております。

最後になりますが、今後においても白井市の地域福祉の現状を見守っていただき、よりよい推進へとつながるよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

○事務局 ありがとうございました。

本日の議題については、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開とし、内容については録音させていただきますのでご了承願います。

○事務局 それでは、議事の進行につきましては、委員長が行うこととされておりますので、高尾委員長にお願いしたいと思います。高尾委員長、よろしくお願ひいたします。

II 議題

○委員長 それでは、こんにちは。

本日はご多忙のところ、また、猛暑の中、地域福祉計画策定委員会にご出席していただきまして、ありがとうございます。

本日の会議では、白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかわる取り組みにつきまして、担当各課から提出されました進行管理につきまして、ご審議をいただきます。各委員の忌憚のないご意見をお願いいたします。

また、時間に限りがございますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。次第に従いまして、まず第1、白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかわる取り組みの平成30年度の進行管理についてを議題

といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今年度より地域福祉計画を担当させていただくようになりました社会福祉課の久古と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

まず、「地域福祉に関する施策」にかかわる取り組みの進行管理についての基本的な考え方について、ご説明をさせていただきたいと思います。取り組みの進行管理につきましては、皆さん、お手元に配付させていただいております資料2の中にもあります、主な取り組みについて記載されております55個の取組項目、重複する取組項目もございますので、そちらを除くと45個になります。この取組項目を対象に、関係各課において進捗状況を毎年度チェックすることにおいて、各年度における取り組みの達成状況を評価してまいります。

次に、進捗状況や成果を取りまとめました進行管理シートをこの委員会に毎年報告をして、委員会では、報告された取り組みの成果や、今後の課題等に対して、必要な助言や意見を述べていただきます。その助言、意見等を関係各課での取り組みに反映させることで改善を図っていきます。いわゆるPDCAサイクルの手法で、地域福祉に関する施策の進行管理を行っていきたいと考えております。

また、完成した進行管理シートにつきましては、年度ごとにホームページで公表をしてまいります。ここまでが進行管理の一連の流れとなっております。

今回の会議におきましては、平成30年度における取組項目に対する各担当課からの進捗状況や実績、取組内容の成果などが報告されておりますので、これらの報告に対して、この委員会としての評価、意見等を取りまとめていただくようになります。

資料2の進行管理シートに、地域福祉計画策定委員会の意見の欄がございますので、特に意見を必要とする取組項目につきましては、この委員会としての意見を取りまとめていただければと思っております。

資料3につきまして、事前に配付させていただいている資料もございますが、本日、担当課の評価が入ったものを皆さんの机上に配付させていただきましたので、今回、そちらの資料を使って、審議を進めていただきたいと思います。この資料3の「白井市第2次地域福祉計画事業の評価」については、本日、担当課の評価を記載したものを配付させていただきましたので、資料2の進行管理シートの内容を踏まえ、担当課の評価と比較をした上で、本委員会での評価を決定していただきたいと思います。

評価に関する説明は以上となります。

あわせて、以前の会議から、委員の皆さんのほうからご希望がありました各取組項目についての担当課からの詳細な説明についてということで、今回、事前に委員の皆様へ照会をさせていただいたところ、皆さんのお手元に配付をさせていただいております資

料4のとおり、2名の委員さんから五つの取組項目について、担当課からの説明を聞きたいということのお申し出がありましたので、本日、その配付資料に説明を聞きたい理由なども明記しておりますので、この後、五つの取組項目について、各担当課から順次説明をしてまいりますので、委員の皆様からのご質問、ご意見等をいただければと思っております。

おおむね五つの項目、10分から15分程度と予定しておりますので、お願いしたいと思っております。

○委員長 それでは、事務局から今、説明がありましたが、資料4に基づきまして、担当各課から説明をお願いするということでございます。

それでは、まず、高齢者福祉課からよろしいですか。では、お願いいたします。

○高齢者福祉課 高齢者福祉課長の伊藤でございます。同じく高齢者福祉課の地域包括支援センターの安岡でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料のナンバー14番になります。新たなサービス実現への支援ということで、こちらが高齢者福祉課の担当になります。

取組内容としましては、地域ぐるみネットワーク会議での地域課題に対する助言・調整。具体的な取り組みにつきましては、生活支援体制整備によるふれあい会議を圏域ごとに実施し、これは2圏域となります。地域課題を把握するとともに、第1層協議体や地域ケア推進会議にその課題を報告し、新たなサービスの実現につなげるものでございます。

これにつきましては、根拠となりますのは、介護保険制度上の地域での支え合いということで、新しいサービスの創設をするといったものになります。

実績としましては、創出したサービス数。その前に進捗状況ではございますが、順調ということでチェックを入れております。実績値としましては、30年度は二つということで、隣の取組による成果としまして、これは買い物支援になりますが、やはり白井市においても高齢化が進みまして、高齢者の方がなかなか買い物に出かけないということで、買い物の移動支援というところを力を入れて取り組んでいるのですけれども、これにつきましては、在来地区の中地区のほうで農協の移動販売車による買い物支援、それと、第二小学校区の地区社協によりまして、地域の老健でありますケアホーム白井のバスを協力いただきまして、買い物支援活動が開始されております。

引き続き、買い物やごみ出しなどの生活支援活動が市内全域で取り組まれるよう働きかけをしていく考えでございます。

詳細な説明を聞きたい理由ということで、高齢者の外出手段を検討しているか。高齢者の運転免許の返納関係と、ナッシー号の便の関係ということで伺っているものです。

それで、ここの高齢者の運転免許の返納と、ナッシー号の便ということでございますが、まず、高齢者の車運転免許の返納の関係でございますが、市役所の窓口になりますのが、

市民活動支援課の市民安全班のほうで中心的な窓口になっております。交通安全施策の担当でございます。

それと、ナッシー号でございますが、これは市の公共交通施策関係になりますので、都市計画課の交通政策班のほうが窓口となっております。

ただ、我々、高齢者福祉課のほうでございますが、高齢者の移動支援という形で捉えますと、現在やっている事業としましては、まず、要介護認定を持っている方、重度の方になりますが、一つは福祉タクシーということでタクシー券の助成事業、これをやっております。それと、外出支援サービスといいまして、在宅の要介護の方で、車椅子の方で、なかなか病院や公共施設に行くことができませんので、それにつきまして、現在、社会福祉協議会のほうに事業を委託しておりますが、そこで外出支援のサービスを実施しております。そのほか、先ほどと重複しますが、買い物支援バスということで、これは住民主体によりまして、そういった地域での買い物が困難な方に対して支援しているというものです。これにつきましては、従来から南山中学校区のほうで、もう既に取り組んでおりまして、これについては、市内の社会福祉法人の神聖会さんのバスにご協力いただきまして、月2回でございますが、市内のスーパーに買い物に行って、往復をしまして、そして、最終的には家に、買い物した場合にかなり重くなりますので、買った物をボランティアさんが一緒に自宅まで届けたりしております。

これが今、市内では、この南山中学校のほか白井第二小学校区のほうでも開始されている、開始されるように進めていることとなります。

そのほか、高齢者の方の外出支援ということであれば、福祉有償運送ということで、1人では外出が困難な方に対しまして、社会福祉法人とかNPO法人が登録された方の介護認定者とか、障害者とか、そういった方の外出のときの支援に当たっているということで、現在、事業が展開している形になってございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から、質問された方につきまして、今の説明でよろしいでしょうか。もし。

はい、どうぞ。

○委員 私が質問させていただいたのですけれども、いろいろな今、制度でやっているのですが、要介護認定を受けている方がご利用になっていることに、今、聞いても思いますけれども、要介護認定になる前の方で、高齢者の方たちが今までだったら気軽に出かけていたところ、出かけられなくなってきているという声を大分聞いておりますので、ワンコインのバス、バスというかタクシーではないのですけれども、何かそういうものとか、そういう点のことを取り組みを考えていただいているのかどうかと思って質問

させていただきました。

○委員長 今のお話は、要支援あるいは要介護、いわゆる介護認定の人についてはこういうサービスが今、提供されて、徐々に広がっていているのだという説明がありましたけれども、自立の人、自立だけけれども、ちょっと弱いとかというような人に対するサービスはどのようなのですかという質問なのですが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課 今、実は、介護制度の中で2025年問題というものがございまして、それまでに地域包括ケアシステムを構築しなさいというものです。その中で、住民主体のサービスの創設というものが一番大きな課題かと捉えております。それは、どういったことかといいますと、介護保険のサービスに依存しない。サービスを支える側もいけませんので、そういった意味では、今度、地域で、例えば、車です。自分たちのマイカーを利用して、法に触れない範囲内でそういったサービスを、近所の方を乗せて買い物に行ったりとか、そういうものもやっている市町村もありますけれども、そういった体制は、今後築ければいいかなと思っておりますけれども、一番本当に難しい課題です。生活支援コーディネーターも配置して、地域でのそういった話し合いもしていますけれども、まだそこまではたどりつかないという状況でございます。そこら辺が、これは、どの市町村もそうですけれども、課題として認識はしているものでございます。

○委員長 今のお答えでよろしいですか。

○委員 はい。いいとは言えないですけれども。わかりました。

○委員長 今、いろいろな地域で困っているのは、高齢者の買い物支援です。そういうときに、地域でNPO法人をつくるとか、あるいはスーパーと協力してバスを出してもらったりとか。特に今行われているのは、NPO法人でサービスを展開するというようなことが、いろいろな団地などではやりやすいですよ、まとまっていますから。そういうところでは、500円とかで介護サービスでお金を取って、サービスを提供するという。

例えば、ちょっとしたことで、買い物だけではなくて、電球をかえるなどということもあるわけです。それから、トイレが詰まるとか、そういうときにどうするか。そういう日常の細々したことが、高齢者あるいは障害を持った人にとっては必要なわけで、そういうものに対する、行政が直接がやるのではなくても、いろいろなボランティアや、あるいはNPOなどに協力してもらって、それを制度化していくということが必要になってくるのかなと思いますので。

行政のほうとしては、手が出しにくいところがあると思いますけれども、そういうところをボランティアを育てていくとか、働きかけていくとか、そういうことも重要なのかなと思っております。

ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○委員 私、この委員であると同時に、七次台地区社会福祉協議会に所属しておりまして、今おっしゃったこと、なるほどと思ったわけで。アンケートをとると、やっぱり買い物が一番困る、病院に行く手段がないといったようなことを小さな困りごと相談ということで、プロジェクトを立ち上げようといいました。特に買い物とか、いろいろなものを協議会でやろうと思って、買い物などの場合は、スーパーの車をお借りして買いに行くということもありましたけれども、それでは月に1回や2回などというふうになってしまう。そうすると、今度、会員の自家用車を使って、要望があったらやろうじゃないかということでやりました。ある程度うまくいくかなと思ったのだけれども、一つの壁に当たりました。それは、マイカーで送っていくことになりまして、当然、事故ということが付随してまいります。

それで、事故でどんな保険に入ろうかと思っていたのですけれども、大体1人1年、1万円ぐらいかかるわけです。車に5人乗るとすれば、年間4万円ぐらいの保険料がかかってしまう。ガソリン代とかはどうでもいいのですけれども、かかってしまう。それがネックで、何人かいらっしまった場合に、1人1万円ぐらいの金を自己負担しなければならない。これは、ぜひ市のシステムとして、保険を補助でも何でもいいのですけれども、フォローしていただければ、会員としてはやりたい気持ちはあるのですけれども、そちらがネックになって、今、とまってしまっているわけです。

これ、市の社協のほうに聞いてみたのですけれども、なかなか白井市として補助をするようなシステムを持っていない。あっても3万円ぐらいなのです。だから、それを今、先生がおっしゃったようなことをやろうとするには、市がよほどバックアップしていただかないと、せっかくそういうアイデアが出て、行き詰まってしまっていてできないと。これが現実なのです。その辺を市が何とかフォローをしてもらえないかと思っております。

以上です。

○委員長 そういう要望があるということ。

○委員 はい。

○高齢者福祉課 市のほうとしましては、例えば、住民主体型といったサービスが立ち上がった場合、実施主体はあくまでも市ということになりまして、それに対して、補助制度というものが可能になります。そういった意味では、今いただいた意見、そういったものを今後、自分たちがやっていく中で何かサポートさせていただければと思っています。

制度としましては、補助制度というものがございますので、その中で、また我々も検討させていただきたいと思っております。

○委員 それをお聞きしまして、やりましたけれども、余りにも少ない金で、結局、全部持ち出しということになるわけです。だから車とかガソリンとか、そういうものはボランティアで結構やってはいるのですけれども、保険のほうだけ常に一括して契約していた

だいて、その辺のフォローをしていただくというようなシステムをとっていただければ、今、先生がおっしゃったようなことがぐっと進む。それで、今そういう小さな困りごとみたいな、やらんとしているボランティアはいっぱいあります。私たちの七次台でも、あの地区、この地区でいっぱいあります。ちょっと見ただけで三つか四つあります。だから、そういう芽を育てていただければ。

○高齢者福祉課 年間4万円なのですか。あと、人数とか。

○委員 1人1万円です。

○高齢者福祉課 1人1万円。

○委員 はい。例えば、私の車に乗っていただくとすれば、1人1万円、金かかるのです、保険料で。そうすると、私の車は5人乗れますから、5人入らなければいけません。しかも、それは特定ですから、保険は。誰が乗ってもいいというわけではないので。そんなに事故が起こるわけではないと思うけれども、この保険料が一番のネックであるので。

今、社協などに聞いても、システムはあるのです、補償制度が。聞きましたところ、3万円だったのです。3万円では、何の役にも立たないです。

○高齢者福祉課 それは社協ですね。

○委員 せめて保険料だけでも市が負担してもらえるシステムとしてやっていただきたい。

○高齢者福祉課 逆に、聞いて恐縮なのですが、何台ぐらいの車の方が。

○委員 私たちのところは、2台ぐらい。

○高齢者福祉課 2台ぐらい。

○委員 はい。ほかのグループ、何とか地区、何とか地区とあるわけです。そういう人たちも考えていて、マイカーでやるということもあれば、何とかスーパーの車を借りて、週1回や2回、月2回とか、そういうのを考えておるようです。それも一番のネックは保険です。それで、社協のほうへも聞きましたら、今、私たちが車に入っている保険を使いなさいという話があったのです。それはそれでいいのですけれども、市の事業として、ボランティアとしてやるには、個人の保険を当てにしてやるようなシステムはおかしいと私は思っているのです。市の事業として、せめて保険料ぐらいまでは市でやってくれば、今の委員がおっしゃったみたいなことが、どっと進むという。

○委員長 今、結論を出すとかいうことはできないと思いますので、課題として取り組んでいただきたいと思います。

ほかに、よろしいですか。それでは、次に行きたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、市民活動支援課のほうから、お願いいたします。

○市民活動支援課 市民活動支援課の松岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

市民活動支援課の担当の事業といたしまして、既存地域ぐるみネットワーク会議との調整ということになっております。市民活動支援課では、小学校区単位のまちづくりを推進するというので、今、取り組み始めているところなのですが、その小学校区単位のまちづくりと、それから地域ぐるみネットワーク会議が非常に類似性があるということで、その調整を行っていくということが中心でございます。

今お配りをした広報の記事なのですが、小学校区単位のまちづくりというのは、地域の課題がさまざまこれから山積し、深刻化していくという状況にありまして、ちょうどこの写真があるほうの裏のページを見ていただきたいのですが、今は防災ですとか防犯、福祉、子育て、健康づくり、環境、さまざまな問題が地域の中で深刻化していくということが今、出始めているわけです。

そういう中で、それを小学校区という生活に身近なエリアを基盤といたしまして、ここに書いてあります小学校区まちづくり協議会という、地域の各団体さん、あるいは市民の皆様、あるいは事業者の皆様が、この協議会の中に入っていただいて、地域の課題に基づく解決、あるいは魅力づくりを進めていこうという活動になります。

地域のその課題に基づきまして、このまちづくり協議会のイメージの右側のほうにありますとおり、活動としては、福祉をはじめ、防災、コミュニティー、健康づくり、防犯、環境、青少年育成など、地域の課題や特性によって、さまざまな活動が想定されるわけなのです。こういう取り組みと地域ぐるみネットワーク会議との類似性というのは、まさに地域主体のまちづくりを進めていこうということ、さらには、地域の市民、事業者、団体の方々が協力連携し合っていこうという、そこがございます。

大きく違うところが、このネットワーク会議は、福祉ということをキーワードに取り組んでいたということなのですが、この小学校区単位のまちづくりというのは、先ほど申し上げました地域のさまざまな課題を解決していこうというものになります。

こういった類似性があるものですから、これをどう調整をして、それぞれを生かし合っていくのか。場合によっては、それをどちらかのほうに統合するなり、あるいはそれをお互いに補完し合うなりということが、これから必要になってくるということが考えられます。

市では現在、小学校区単位のまちづくりを推進するためのモデル小学校区ということで、白井第三小学校区、大山口小学校区をモデル小学校区に指定をいたしまして、協議会をつくっていくための準備となる設立準備会を8月から9月にかけて、地域の団体、それから一般の公募市民の方、あるいは、一部の小学校区では事業者の方にも入っていただいて、これから取り組みを始めていくこととなります。

昨年度は、まだ、このまちづくり協議会という全容が明確に見えないというところでしたので、この地域ぐるみネットワーク会議との調整は、情報収集ということで臨みました。

今年度は、準備会がスタートいたしまして、まちづくり協議会設立に向けて、具体的なことが地域で話し合われ、その方向性というものが見えてまいりますので、今年度に、この地域ぐるみネットワーク会議との調整を関係各課の職員とともに、それぞれの目的やねらい、将来展望などを出し合いながら行っていこうということにしております。

評価といたしましては、「一部遅れがある」という評価をさせていただきました。これは、かねてから地域ぐるみネットワーク会議の参加者の皆さんから、市民活動支援課が行っているこういった取り組みのその違いですとか、目的というものが非常にわかりにくいという話をいただいております。そういった中で、関係者の皆様に、その意義や違いといったものをなるべく早くにお伝えをするために、この調整というものが望まれているということニーズとして私たちのほうで思っているのですけれども、まだそういった調整には至っていないということで、「一部遅れがある」という評価をさせていただきました。

そして、説明を聞きたい理由という中で、地域ぐるみネットワーク会議で検討し、実践されてきたことが活かされていくのかということなのですけれども、これは、これまで積み上げてきた活動がさらに推進できるように、それぞれの会議、あるいはまちづくりの特性に合わせた調整、方向性というものをしっかりと検討していきたいと思っております。

以上になります。

○委員長 それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 これも私が出したものののですけれども、担当課が市民活動支援課と書いてありましたけれども、今まで福祉中心ではありましたけれども、地域ぐるみネットワーク会議は、地域包括、高齢者福祉課や社会福祉協議会が担当課でやってみえたのですが、その担当課が消えてしまっている感じがして、この質問をさせていただきました。

○市民活動支援課 これは計画での位置づけの仕方ということで、市民活動支援課が代表的な課ということで位置づいておりますけれども、今おっしゃったように、地域包括支援センター、高齢者福祉課、社会福祉協議会、市民活動支援課が関連している課ということで、小学校区単位のまちづくりというところが、市民活動支援課が主管課ということでこのような記載になっているかと思っておりますので、それぞれの関連部署の横断的な連携、調整が必要だということと考えております。

○委員長 それはいいのですけれども、今の質問はどこが核になるのかということなのですけれども、それはどうですか。

○市民活動支援課 これは市民活動支援課から呼びかけて、それぞれの今申し上げました担当課との協議を進めていきたいと思っております。

日常的にも、それぞれの担当者とのコミュニケーションはとっておりますので、組織と組織との調整、協議を本年度行ってまいります。

○委員長 そうすると、もう少し市民活動支援課が中心になるということを出したほうがよかった。それと、一つ質問ですけれども、今、白井第三小学校のまちづくり支援チームと、大山口小学校の支援地区、二つですね、今。

○市民活動支援課 はい。

○委員長 あと幾つか、8月から9月にかけてつくっていくのだということでしたけれども、それで大体、この白井市をカバーできるのですか。

○市民活動支援課 二つの小学校区をモデル小学校区といたしまして、そこにまちづくり支援チームが一チームずつ入っております。今年度は、その二つのモデル小学校区が約1年かけまして、まちづくり協議会の設立を目指しているのですけれども、そのほかの小学校区は、第二小学校区は公民センターが中心になって取り組みを進めていくということで、まだ準備会というところには至っていないのです。それ以外の六つの小学校区については、まちづくり協議会、あるいは小学校区単位のまちづくりということを地域の皆さんの力で白井市と協働してやっていきませんかというような、そういう働きかけとなるような意見交換会を実施していきますので、地域の皆様がやっていきたいと思いますように声を出していただける小学校区がありましたら、順次取り組みを広げていきたいと思っております。

○委員長 ということですが、いかがですか。

○委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

そういうときに行政から働きかけが必要なのかなと思っています。小学校区の人に立ち上がってくれと言っても、なかなか動きが遅いということがあると思いますので、積極的に働きかけていくということが、非常に大事。

ほかによろしいですか。どうぞ。ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

はい。どうぞ。

○委員 まちづくり協議会、とてもいい取り組みだと思ひまして、私も第二小学校のほうで、先日、公民センターでやらせていただいたのですが、地域の方が本当に学校のことを大切に考えてください、そして、これから地域で盛り上げていきたいと思いますというようなお話をさせていただきました。ですから、それぞれの小学校区で大変必要なものだと思うのですが、今お話あったように、なかなか広がっていかないという現状があるようなのですが、大山口小学校、それから三小をモデル校に指定した理由と伺いますか。それと、第二小学校でもこれから始められそうだというのは、どのような展開でそうなったのかというこ

とをお聞きしたいのですが。

○市民活動支援課 昨年度の秋に、全ての小学校区の中にあります自治連合会の小学校支部と、それから地区社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会の会長あるいは支部長の皆さんに、こういった小学校区単位のまちづくりを白井市として進めていきたいと思っておりますけれども、その考え方、それから取り組み方法などをご説明させていただいて、それを各団体の皆様に、そういった取り組みは進めていけるかどうかということを確認をしていただきたいというようなお願いをいたしました。

団体内でいろいろ協議させていただいて、その協議した結果をアンケートという形で、取り組んでいきたいとか、取り組みたいと思っているけれども、今はなかなかできないと、そういったアンケートの回答をいただきまして、それを九つの小学校区を総合的に全体見させていただいて、一番機運が高いところ、やっていこうという思いを持ってくださっている小学校区が、第三小学校区と大山口小学校区ということで、モデル小学校区の指定をさせていただいたという経緯でございます。

○委員 ぜひ全小学校区にこれが欲しいということで、お願いします。

○市民活動支援課 私たちもそれを願っておりますので、皆様のほうからも、ぜひ小学校区単位のまちづくりということを口コミで広めていただきたいと思えます。

○委員長 それでは、ほかに。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

○市民活動支援課 ありがとうございました。

○委員長 それでは、次は保育課ですか。

○事務局 あと、生涯学習課が。関連するものになりますので、一緒に入っていきたいと思えます。

○委員長 では、お願いいたします。

○保育課 では、保育課の池内と申します。よろしく申し上げます。

番号は44番になります。

取組項目といたしましては、学童保育施設の適切なサービスの提供。取組内容でございます。学童保育施設の適切なサービスの提供。具体的な取り組み、重点的な行うことですが、保護者が就労等により昼間家庭にいない就学児童のため、小学校の余裕教室や専用施設を利用し、小学校敷地内において保育サービスを提供する。また、白井第二小学校において、新たな学童保育施設を整備する。

進捗状況でございますが、「順調に進んだ」ところにチェックをさせていただいております。

実績値でございますが、11カ所で学童の人数が603人となっております。

続きまして、取組による成果及び今後の課題や方針についてお答えします。予定どおり

学童保育施設の適切なサービスを提供できました。白井第二学童保育所の開設準備を行い、予定どおり平成31年4月から開所することができました。また、アンケートの結果、休日中の保育について、通常開始時間、これまで午前8時となっておりますが、それより前の保育を希望する保護者の方が一定数おられたことから、平成31年度の夏休み、現在そうなのですけれども、休日中の延長保育、早朝保育のほうを7時半から8時前の30分間、早朝保育をさせていただいております。

保育課の説明は以上になります。

○委員長 では、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

○事務局 あわせて。

○委員長 では、生涯学習の。

○生涯学習課 生涯学習課の石戸でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

生涯学習課のほうの取組項目取組内容ですが、放課後子ども教室の運営ということで、具体的な取り組み、重点的に行うことは、女性の社会進出の増加による共働き世帯の子供の孤立化を防ぐなど、国が策定する放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室を実施する。また、地域の実態やニーズを考慮し、放課後子ども教室拡充に向け、放課後子どもプラン推進委員会で新規の放課後子ども教室に向けて検討するというところで、進捗状況は、「概ね進んだ」というところにチェックさせていただきました。

実績の指標は、放課後子ども教室の実施回数と放課後子ども教室の実施箇所数です。実績は、全体で83回。箇所は3カ所、3教室でございます。

取組による成果、今後の課題や方針につきましては、白井第二小学校、大山口小学校、中木戸公園競技広場において、年間を通じ、子ども教室を実施いたしました。

放課後子ども教室と学童保育との連携や、放課後子ども教室の拡充等をどのように推進していくかを話し合うため、新たに放課後子どもプラン推進委員会を設け、検討を行いました。新たに教室を実施するために、地域や学校等の協力をどのように進めていくか検討をする必要があります。

生涯学習課の説明については以上でございます。

○委員長 それでは、今、保育課と生涯学習課の説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 これを書かせていただいたのは私なのですが、第二小学校のほうには学童保育所と、それから放課後子どもプランと、同じ敷地内で同時に開催をしています。私は、二つの事業が一緒にできるといいなと思ってはいるのですが、課が違うということもありますし難しいと思うのですが、現状ですと、学童保育に入所している子供は、放課後

子どもプランのほうには加入しないというか、届けを出していないような現状もあるのですけれども、学童クラブにいる子どもと同じ場所でやっているのだから、放課後子どもプランに参加をして活動できたら、より充実したものになるのではないかと考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○生涯学習課 生涯学習課でございます。

学童保育所と放課後子ども教室、今年度から二小で備わったということで、今後連携して取り組んでいけるかどうかということを実験というか、いろいろ検討しながら進めていくところでございます。

基本的には、学童保育に関しましては、法令上のいろいろな制約などがございますので、どちらかというところ、放課後子ども教室のほうに学童クラブのお子さんが参加できるような形にしたいということで進めているところです。

実際として、学童の子ども放課後子ども教室に参加できるということで募集しましたが、応募者はいなかった。希望者はいなかったということでした。ただ、いなかったのですけれども、学童の子たちにも放課後子ども教室を知ってもらおうという意味で、今年度、ついこの間なのですけれども、8月5日に第二小学校のほうで、夏休み期間中に両方の子供たちが一緒に遊べるような機会として、流しそうめんみたいなものを一緒にやりまして、どういう形で連携すればうまくいくのかということは今やってみるところでございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ。

○委員 それは保護者のほうにも、学童クラブに入っている子ども放課後子どもプランに参加してもいいですよということはお話はされていますか。

○生涯学習課 はい。

○委員 それでも希望者がいないですか。

○生涯学習課 はい。

○委員 そうですか。

○委員長 どうぞ。

○生涯学習課 実は1回募集しまして、学童の場合は4月の当初から、学童に所属するということが決まっているのですけれども、放課後子ども教室の場合は、学校が始まってから5月に募集をしておりますので、学校の保護者の皆様にご案内を出しまして、参加できるということにはなっているのですけれども、実際に希望者はゼロだったと。

学童の場合は7時まで預かってくれるという形になりますけれども、放課後子ども教室は5時頃までなので、学童に入ってしまう方がいいのかなという、そういう考え方の保護者さんも多いのかなと思いますけれども、子供の中には、以前、放課後子ども教室に参加

して、今年から学童ができたので、学童に移ったという子がいて、その子たちの中には、放課後子ども教室でも楽しみたいという子はいるみたいなのです。そういうところがあるので、いつでも受け入れられるような形で体制は整えていくつもりではありません。

○委員長 質問ありますか。どうぞ。

○委員 学童から放課後子どもクラブに参加しました、そのまま学童へ戻ってきても、別にこれ何の問題もないのですよね。保護者のお迎えとか何とか関係ないわけですよね。

○生涯学習課 関係ありません。受け渡しだけをしっかりとやるという形で。

○委員 そうか。

○生涯学習課 1度、放課後子ども教室に遊びに来て、学童さんのほうに受け渡す。その辺だけをしっかりと連携してやろうという形にはしております。

○委員 そんなのですか。そこがうまくできれば、何の抵抗もなく学童のほうから放課後子どもプランに参加をして、終わったらまた学童に戻ってくるということができると思えるのですけれども。それができないと、多分、学童に預けているお子さんは、途中で抜け出して、また、子どもを連れて学童に入れるというか、難しいかなと思うのですけれども。

○委員長 事務局。

○生涯学習課 基本的に、放課後子ども教室は、終了になる5時の時点で保護者の方に迎えに来てもらいます。学童のお子さんにつきましては、学童の指導員の方に引き渡して、それで、そのかわりにするという形になっています。

○委員 では、可能ですか。

○生涯学習課 はい。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいですか。

だから、制度上の問題があるわけですよね。目的が違うわけですから、学童は。

○生涯学習課 基本的には目的が違います。学童さんは、子供たちを預かって、家のかわりを務めると。子供たちの健康管理も含めて、そういう責任を持って預かるということですが、放課後子ども教室は、どちらかということ子供たちの放課後の居場所、遊び場を提供するという形になっておりますので、その辺が違います。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

どうぞ。

○委員 幼稚園と保育園との違いの部分、法律上の区分というのはされているのですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○生涯学習課 法律上の区分はされているのですけれども、国のほうとしては、両方一体、連携して進めてほしいということで、そういう指針が出ておりますので、これに従っ

てやっております。

何が違うかという、基本的に学童さんの場合は、例えば、その専用の部屋があって、そこには専門の指導員さん、もしくは資格のある指導員さんがいて、例えば子供1人当たり何平米のスペースを与えていなければいけない。そういうものが法律で決まっていますけれども、放課後子ども教室に関しましては、そういうものはありませんので、専門の指導者というのではなくて、要するに、地域の協力者の方に協力いただいてやっていますし、例えば、子供1人に対して面積的にこれぐらい必要だとか、そういう制約はございません。そういうところは違いがございます。あとは、学童さんは親御さんが共働きという形で、勤労世帯であるということが条件になります。

○委員長 よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次に社会福祉課です。

○事務局 それでは、社会福祉課の担当の取組項目になります。資料4の一番上になります。ナンバー9の地域福祉にかかる担当職員の配置という取組項目になります。

こちらにつきましては、取り組みの内容としまして、担当職員の配置の検討ということで、市及び地域の課題・ニーズを解決するための取り組みをコーディネートできる職員の配置を検討する。地区に課題などをコーディネートできる職員の配置ということを進めていきたいということでの取組項目になります。そういう職員を育成するために、まずはコミュニティソーシャルワーカー研修、いろいろなところで行われているものに対して、職員の参加を促していくというような内容にはなっているのですが、30年度の実績としましては、配置、研修への参加者ともにゼロというところで、進捗状況については、実際なかなか進んでいない部分がありますので、「一部遅れがある」という形で進捗状況を出させていただきました。

取り組みの成果、今後の課題や方針というところにつきましては、今お話ししたように、担当職員の配置については、30年度に関してはできていない状況になっております。これも参加について、関係課のほうにこういう研修があるという紹介などは行ってはいるのですが、今回、30年度に関しては申し込みはあったのですが、研修での受け入れの人数の関係で参加まで至らなかったと。要は、抽選で漏れてしまったというところになってしまいました。職員の意欲がある中で、そういうことで参加ができなかったというところもありますので、できるだけ今後については、一つの研修だけではなく、ほかの研修もこちらの担当課として探していくことも必要なのかなという思いではあります。

詳細な説明を聞きたい理由ということで、地域コミュニティを進める上ではコーディネーターの存在は大きい。早急をお願いしたいとありますとおり、そこにつきましては、事務局としても重々感じているところではあります。実際に30年度に関してはこのような現状となっておりますので、今後できるだけ職員が参加しやすい研修なども、こちらと

しては探して、できるだけ参加をしてもらえそうな環境をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 それでは、今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。いかがですか。

はい、どうぞ。

○委員 こちらも私のほうで質問させていただいたことなのですが、先ほどお話ししたように、地域ぐるみネットワーク会議もですが、こういった地域での活動というのが、市内で本当に大切なものだと思っております。白井第二小学校のほうも、地域の学習材を見つけ出して、地域の中で学習をしていこうということを考えております。そうしますと、この地域コーディネーターといった立場の方がいらっしゃることで大変活動はしやすくなりますので、こういう計画があるので、ぜひ各地域への配置をお願いしたいと思ひまして、書かせていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにご意見ありますか。

ここ非常に重要な課題なのですよね、先生おっしゃるように。地域をいかにつくっていくかというときに、今の福祉の流れでいうと、地域福祉なのです。そうすると、その地域のネットワークをいかに構築していくかということが問われるわけです。そのときに、コミュニティソーシャルワーカーというものが必要になってくるわけです。

例えば、近くの市川市では、社会福祉士の資格を持ったソーシャルワーカーを置いているのです。その人が中心になって動いていくという。地域づくりと、組織をつくるだけではなく、その組織を動かしていかなければならないわけです。そのときの核になる役割を果たすという意味では、非常に重要になるのです。

特に、この市でも問題になっておりますように、小地域で活動をやっていくと。だから、今、虐待問題だとか、あるいは貧困の問題だとか、孤立死の問題だとかさまざまな問題が浮き彫りになってきておりますので、それはつまり地域の問題。地域で早期発見して、取り組んでいくという。だから、そういう意味では、コミュニティソーシャルワーカーの存在というのは重要なので、職員を置くということは大変でしょうから、それができなくても、研修に職員の人に参加して学んでくるということが重要なのかなと思います。

ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ここは次のところにもかかわってきますので、課題としてとっておきたいと思います。

それでは、担当課からの説明を終わらしまして、次に、引き続き本日の課題に入っていきます。

それでは、事務局より当初説明がありましたように、五つの基本方針ごとに皆さんからのご意見や評価をいただきたいと思ひます。この委員会での評価というものを出してい

きたいと思います。

○事務局 事務局のほうからよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 では、これからの進め方というところを事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

本日、冒頭にもお話しさせていただきましたように、各取組項目についての評価とかご意見等を今後伺って、ご意見等を出していただければというところで進めていただきたいと思います。その中で、今、委員長さんからもありましたように、かなりの数がありますので、この地域福祉計画の基本方針として、全体で五つ分かれております。わかりやすいのは、資料3をごらんいただくと、基本方針と書いてあるところに、(1)から(5)まで基本方針が分かれております。

進め方として、この大きな基本方針ごとに決めていっていただいて、一つの(1)の地域における福祉サービスの適切な利用の促進という項目の中で、何か皆さんのほうでご意見があればいろいろと出していただいて、担当課の評価というものも既に出ておりますので、こういったことを踏まえて、委員会としてどうかと。担当課としてはAで出ているけれども、この内容からいくとAには該当しないのではないかとというものがあれば、そういったものを出していただければと思います。

時間も限られた時間の中になりますので、おおむね一つの項目、一つの基本方針で15分から20分程度で進めていっていただければ、時間としても、当初予定4時とさせていただいておりますので、そのぐらいの範囲の中で収まるのではないかと考えております。

○委員長 それでは、五つの基本方針ごとに進めていきたいと思います。資料3をごらんいただいて、そして資料2とあわせてお願いしたいと思います。

まず、(1)地域における福祉サービスの適切な利用の推進ということで、資料の2でいいますと、1から6ページでございます。そこについて、まず、担当課のほうで評価をしております。Aのところは多分そうなのだろうと思いますけれども、あとBやDというところが問題なのかと思っておりますので、その点に注目してご意見をお願いしたいと思っております。

社会福祉協議会の窓口設置の推進というのは、どうですか。

○委員 うちではできていると思っておりますけれども、まだ今、各担当職員同士の連携をとりながらやっているから、地域の9地区と連携をとりながら、3番の1、ここに書いてある。これ皆さんがどのように社協を評価されるかというので、私は。

○委員長 身近な相談窓口の設置ですね。

○委員 これ社協としてはやっているのですけれども、評価的にはまだまだ足りないという声もあるかもしれません。

○委員長 それでCということですか。

○委員 うちとしては、担当職員がそれぞれにやっていると。私は許していますので。

○委員 それはちょっと違うのではないですか。今のは地区社協であるかという話だから、社協をやっているのは事務をやっています。だから、地区社協では、ここには1と書いてあるけれども、どこかの地区社協がやっているということでしょう。どこだかわからないけれども。今、委員長がおっしゃったのは、地区社協がどうですかということを知られたので。社協さんがやっているのは、やっている。

○委員長 これは地区社協の話ですね。

○委員 そうですね。だから、1だったら、ここに書いてあるように、未実施ではなくて、一部が遅れているというか、9分の1だったら一部なのかがわからないけれども、採点としては、これはこれでいいのでしょうかけれども。だけれども、なかなか地区社協さんで相談窓口を設けてやるというのは難しいです。

○委員 コーディネーターがいませんからね。きちんとした資格を持っている。

○委員 コーディネーターというよりも、担当者がほとんど。

○委員 事務職員が2人。

○委員 事務職員がいても。

○委員 週2回として。

○委員 事務職員がやるというのはなかなか難しいから、地区社協の誰かが出てきて、何かやるというのはなかなか難しいと思います。

○委員 9地区に職員が1人ずついますけれども、それが常時いるわけではなくて、地区社協に関しては、大体週3回ですよ。その中で交代制でやっているの、限られた時間で。

○委員 だから、地区社協の事務職員は別に、七次の社協のどなたかが相談員として、この日に誰かいらっしゃいというふうにするというのが、多分この相談員制度だと思うのだけれども、私も民生委員でこの社協さんの相談員ということで呼ばれて行きますけれども、専門の方がいるときとか、そうでない一般の話のときというのは、一般はまだやったことがないのですけれども、弁護士さんと税理士さんのときにやったのですけれども、そういう専門の方が、この日いてよと、午前中だけでもいてくださいとやらないと、なかなかできないです。

○委員 それを地区社協に配置するという事は、今の時点では。

○委員 だから、僕も清水口の社協の人間だけれども、私に、いて相談を受けてといっても、1人では、おいおいという感じになりますから、なかなか難しいと思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 地区社協の推進と、まず、地区社協そのものはボランティアで成り立つのが基本

なのですけれども、一般ボランティアというのは、やはり自分の空いている時間であったり、時間的に限りがあったりということで、なかなかまとまらないということで、地区社協の推進というのを今、どちらかというと民生委員が中心になって維持しているという部分。そういう中で、地区社協での相談窓口の設置というものについて、やるのであれば、まず、守秘義務というものが絶対必要なわけです。

それと同時に、相談員になる人が、どういう人なのかといったときに、一般ボランティアの人では無理なのです。ですから、そういう相談員になるのであれば、やはり研修を受けさせたり、それから相談日の設定とか、その体制づくりとか、基本的には守秘義務というのは絶対的な条件がありますから、一般ボランティアでの体制でというのは難しいのだらうと思うのです。

守秘義務を守って、ある程度の研修を受けて、地域住民の力になるということが基本だらうと思うので。

○委員 1カ所というのはどこなのですか。1地区というのは。

○委員 あるのかな。

○委員 1カ所と書いてあるから。

○委員 僕、今、初めて聞くのだけれども、1地区というのはどこ。

○委員 書いてありませんか。

○委員 5ページの8。「1地区のみ拠点を共用しているため」ということで。

○委員 社協そのものを言っているのではないの。

○委員 そう思うけれども。

○委員 だって、これ地区社協と書いてある。

○委員 いいですか。

○委員長 はい。

○委員 また私ばかりしゃべっていて申しわけないです。私、七次台の地区社協の現場の担当をしておりますので。私たちの例をご披露したいと思うのですけれども、私たちのところでは、小さな困りごと相談という窓口を設けまして、1週間に3回、事務員がいて、そこに電話をくださいと。その電話があった場合には、具体的なものと、パソコンの立ち上げがわからない、電球が切れたからとか、トイレに入ったけれどもノブが外れてしまって困る、ペンキを塗ってくれとか。それで、すぐに事務員さんのほうから私のところに電話が来るわけです。どこで誰がこういうことで困っているというような。すぐ行くのですけれども、そのときに、私が例えば電気工事士の資格などは持っておりませんので、おのずと限界というのはあるのですけれども、そういうのでやっております。

でも、窓口を開いても一向に反応はないです。私たちのパブリシティーを打つのが下手なのだからだと思いますけれども、まず信頼されていないのです。広報の中に入れるので

すけれども、なかなか。今これCという判断されているのですけれども、やはりそうかなと。

○委員 これ、もしかしたら、今おっしゃったような相談窓口といたら、守秘義務とか何かあるのだけれども、困りごと相談だったら、それは守秘義務ないので、それだったらいいと思うのだけれども。

○委員 だから、どのような。ただ、窓口だから。その地区に窓口を。

○委員 多分、いろいろなケースがあっても、信用がないのではなくて、市社協のほうに心配ごと相談の窓口があるので、そちらのほうに行かれたらどうですかということと言われて来ていますというのが、相談室にはあります。別に信用しているとかしていないということではなく、そういうのはあります。

あくまでも地区社協、9地区社協というのは窓口であって、今、おっしゃったように、週2回や3回開けたときの事務員もいます。事務員で、それも研修は受けていませんから。

○委員 ただ、窓口だから、地区で窓口を置いて、その人がどこかへ社協なり行政なりに連絡するという。

○委員 つなげているというか、その方が紹介されて、社協の機関でどうしても弁護士がいるときがいいという人はそこへつなげてもらおうし、そういう窓口の方ではないかと。

○委員 だから、それが重要なのです。

○委員 それは、やってもらっていますから。

○委員 市の心配ごと相談でも、弁護士が来るときはすごく多いのです。通常の係員での窓口となると、ほとんど来ないとか。お客様も心配する方が、弁護士さんのいる日を選んでしまって、一般の人のところにはなかなか来ないという部分もあるのだと思うのです。

○委員長 ただ、窓口を置いておくということは重要なのです。

○委員 極力、地区社協で、もしもそういう申し出があったならば、市社協の心配ごと相談の案内をしてというのが一番いいのかなと思うのですけれども、今の段階では。

○委員 市の広報紙の中にありますよね。弁護士相談。あれを教えていただいて、それをつなげてもらうというのもあると思うのだけれども、皆さん全員が広報紙を見てるとは限らないので、何かアンケートをとったら余り見ていない。ホームページは見られないというのが多かったので、9地区社協の事務員さんやそういう方たちが窓口になってPRしていただく、お知らせしていただく、それをつなげていただくというぐらいかなと。

○委員 だから、つなげていただくのであれば、職員でもいいわけだから、そういう意味であれば、それをつないでよということをおけば、九つの小学校区の地区社協に窓口が全部ありますということで、これは1ではなくて9になってしまうのではないのかと。今おっしゃっているような話であれば。だけれども、それもまだやっていないわけでしょう。

○委員 1は誰が担当したのか。

○委員 これ、1になったのは私です。今ちょっとわからなかったのですけれども、月に1回なのですから、職員が全部配置されていますから。そこでは皆さんもPRしているはずですよ。

○委員 だから、その職員に言っておけばいい。誰か来たら、市役所でやっていますよという話をしていると、そこで。

○委員 それは言っていると思うのです。

○委員 言っていると思うのではなく、それは言ってますかと。言っていて、やっていますよと言ったら、それは1ではなくて9になるのではないですかと。

○委員 私のほうは、1がわからなかったのです、どういう意味だか。

○委員 1を確認していただくことはそうですけれども、1をこれからも引き続き整備が必要なのだということで、今のところは、「概ね進んだ」ということで結構ですかということなのですから。

○委員 その辺はきっちり徹底します。

○委員長 それでは、(1)の中の地域福祉にかかる担当職員の配置は、先ほど説明されましたように、Cですか、あるいはDということになるかと思いますが。

○委員 そうですね。3段階だとそうですね。

○委員長 一応Cということによろしいでしょうか。

それでは、もう一つは、ガイドブックの周知方法の検討というのがB。それから相談支援体制の相談内容に応じた連携体制の整備がBということですから、いかがでしょうか。

○事務局 よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 資料の2のほうなのですが、済みません。冒頭でお話しすればよかったのですが、1ページ目の1番に、保健福祉ガイドブックの発行というのが、進捗状況、「順調に進んだ」というふうに入れさせていただいております。事前に委員の皆さんに配付した資料の中で、3ページにも同じ再掲で、保健福祉ガイドブックの発行というものがあるのですが、ここが「概ね進んだ」のところにチェックがついてしまっているかと思うのです。これ、同じ項目でのものになって、ここは、「順調に進んだ」というところに訂正をお願いしたいと思います。

○委員長 では、そこはAなのね。

○事務局 そうですね。ここについては、Aで。

資料3のほうの評価についても、きょう、皆さんの机の上に配付させていただいたものについては、評価については、いずれもAで出させていただきます。

○委員長 では、社会福祉課の関係で、庁内の横断的な連携体制の推進というところがBになっていますけれども、この辺はどうですか。

担当課による評価で、(1)の①の相談内容に応じた連携体制の整備ということで、社会福祉課関係でBになっていますけれども、これはいかがですか。

○事務局 市民からの相談で、ここについて。

○委員 この点数は何なのですか。

○事務局 延べ相談件数と、相談があった件数が655件で、そのうちケース会議件数といって、ケース会議というものを内容によって設けておりますので、相談としては延べ件数で655件ありましたが、ケース会議へ持っていった部分というものに関しては22件というところで、これについても、相談がいっぱいあればいいというものでもないし、全くないに越したことがないというのものもあるのかもしれないのですが、なかなか評価が難しいところではあるものになると思うのですが、特段何か事業を進めるに当たって問題があったわけではないというところでの。

○委員長 Bですね。

○事務局 そうです。概ねということで。

○委員長 だから、これは連携体制の推進にも何か問題があるのかということになりますから、もしそれであれば、Aとしたほうが良いと思います。

○事務局 はい。

○委員長 考え方として。連携体制に不備があるのかということのを連想させますから。

○委員 件数が多くて、それだけがケース会議をやったというのだったら、かなりやっているということで。

○委員長 ということによろしいのではないですか。

○事務局 はい。

○委員長 それでは、そういうことによろしいですか。そこはいいと思うので。

では、次、(2)のほうへ行きたいと思います。(2)は社会福祉事業の健全な発達の促進ということで、資料の2、7から10ページということです。

この中で交付金、先ほどの地域ぐるみもそうでしたけれども、ネットワークの事業補助金の交付ということですが、これが地域ぐるみの場合もBですし、これは補助金の社会福祉協議会運営支援補助金の交付ということでBということですが、要するに少ないということですか。

どうですか。もっと多いほうが良いという。

○委員 それは多いほうが良いと思うのですけれども。この採点は、担当課から出したということですか。うちの担当課から出たのですか、これ。

○事務局 これは社会福祉協議会さんのほうから。

○**委員長** 地域ぐるみもそうですし、社協への支援。社会福祉協議会への支援、交付金がBになっているという。

○**委員** 担当職員から聞いたことの範囲内でBになっているということは、もうちょっと予算をつけてほしい。

○**委員長** ということですかという質問。

○**委員** ごめんなさい。この辺まで、職員が担当した件に、私、入っていなかったので、済みません。

○**事務局** 最初のBは、ナンバー8番でよろしいですか。

○**委員長** はい。まず、(1)のほうの地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金の交付がB。

○**事務局** 九つある地区社会福祉協議会に対して、拠点の維持管理や人件費についての補助金を出しているものでございます。

○**事務局** ここについては、取り組みによる成果、今後の課題や方針というところにも書かせていただいているのですが、今現在、地区社会福祉協議会、拠点が個々に一つの建物で二つの地区社会福祉協議会が活動拠点としているところがありますので、その部分について、まだ実際、整備ができていないところを、その部分に関しては順調とは言えなかったというところの判断で。

ただ、お金の部分については、滞りなく支出ができておりますので、そういう中で「概ね進んだ」と。拠点の部分が順調ではなかったというところの判断によるものです。

○**委員** お金のことよりも、2カ所が一緒にやっているではないですか、場所が足りなくて。

○**委員** その部分での評価がBだというだけですよね。

○**事務局** そうですね。はい。

○**委員長** ただ、交付ということに関しては、交付しているわけだから。現に。

○**委員** 予算がどうのこうのではなくて、そのお金が出たかということではAでいいと思います。

○**委員長** では、そういうことですね。

○**委員** ですね。

○**委員長** では、次の(2)の社会福祉協議会運営支援補助金の交付もBになっていますが、どうですかということ。これもだって。

○**委員** そこもAですよ。

○**委員長** お金出しているのだから。

○**委員** これはAですか。

○**委員長** 出しているほうは少ないといたら、問題ないよね。

○委員 A、これは。

○委員 Aだよ。

○委員長 ということで、よろしくお願いします。

次、3のほうに行きましょう。(3)地域福祉活動への市民参加の促進ということで、資料の2、11から15ページです。いかがですか。

ここも担当職員にかかる地域にかかわる地区担当職員の配置。これ再掲のところCになっております。それから、小学校区ごとの意見交換会等の開催がDになっております。それから、既存地域ぐるみネットワーク会議との調整がC。この点を含めていかがでしょうか。

はい、どうぞ。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○委員 今のDというのは、小学校区ごとの意見交換会というのは、30年度ではなく29年度にやっているのです。だから、30年度はなかったのだと思うのです。29年度を見ていないのですけれども、私は自治連の支部長としてやっていますけれども、多分、29年度にやって、意見交換会は29年度までに。

○委員長 終わってしまっている。

○委員 終わったと思ったのです。だから、未実施ということで。それを言うと、確かにやっていないからDというのは間違いないと思います。やりましたというわけにはいかないのです。

○委員 やる必要がなかったという。

○委員 なかったと思います。

ただ、さっきもお話がありましたけれども、2地区と、それから第二小学校区が頑張っていますけれども、ほかの小学校区も実はよくわからないと。さっき質問があった地域何とかネットワーク、あれはどうなるのとか、説明では、もしかしたら統合したほうがいいのかもしいというお話もありましたし、地区社協のほうも、地区社協どうなるのとか、実はわからないところがよくあるので、そこら辺はもう少しきちんと説明していかないとだめなのではないかと。

私、自治連の会長もやっていて、私のところできていないという非常に恥ずかしい話なのですけれども、皆さんに理解していただくために、もうちょっと汗をかいてほしいという気がしているのですけれども。そういった意味では、説明会は、意見交換会はやっていないという。

○委員長 そういう理解でよろしいですか、社会福祉課のほうは。いいですか。

○事務局 そうですね。はい。

○委員 こことは違うのかもわからないのですけれども、私が住んでおりますところの自治会長から、この協議会設立のことで話があったのだという話の中で、任期が長いので、

自治会の役員さんたちがこれを受けることができないという。簡単に。

○委員 逆ではないですか。任期が短いから。

○委員 長いから。

○委員 自治会長をほとんど1年でかわるから。

○委員 1年なので、こっちは。

○委員 やるのであれば、それはその中で決めればいいので。

○委員 そうなのですか。

○委員 自治会独自で決めるので。

○委員 こちらのまちづくりのほうは任期が長くなるので、それをうちのほうとして、オーケーですよという意見が出せないというお話だった。

○委員 だから、そこは他のモデルというのは、今からできていくと思うのですけれども、まず準備会の規約をつくって、その後に、このまちづくり協議会をどうしようかといったときに、委員の任期は何年と、そこで決まっていくと思うので。

○委員 先にそちらを知りたかった。

○委員 逆に言うと、自治会長は1年のところが多いので、もう1年、それが過ぎるのを待ってればいいやという人が多いので、なかなかできにくいというのがあるのではないですか。

○委員長 それでは、そこは29年度で終わっているということで、30年度はなかったということよろしいですか。

それでは、ほかにありますか。

①です。(3)の①市民活動支援助成金による助成、市民活動支援課です。これもBになっています。

それから、その下にあります市民向けのコーディネート講座の開催というのもBになっています。それから、(3)の一番下の既存地域ぐるみネットワーク会議との調整というのも、これもCです。

つまり、動く側が余り動いていないということですか。そういうふうに理解していいですか。つまり、市民のほうがそういうふうに動いていないから、活動が弱いということですかね。どうなのですか。

○委員 さっきの2地区がとりあえずなので、3地区ですか。その意味では、少ないです。九つのうちの三つですから。そういう点で遅れているという。

○委員長 ほかが動いていないので。そういうことが全部かかわってくるという。

○委員 今のモデル地区二つと、第二小学校区のところでは、そういう話し合いをしようと思運があると思うのですけれども、ほかのところはまだ何も無いところでやりようがないから、三つしかやっていないから、遅れているという。

○委員長 だから、全部それがかかわってくるわけですね。

○委員 そうですね。

○委員長 そういう理解で。だから、ほかのところを進めていくという手もありますね。
2地区を先行させるのも重要なだけけれども、ほかの地区は一緒に。

○委員 ほかの地区も遅れないように言いながら、実はそこができるのをみんな眺めているという。

○委員 今、模索している状態。

○委員長 だからこそ、コーディネーターなどを配置する必要があるという。全部そこにかかわる。

○委員 そのコーディネーターが、先ほどの、ちょっと違うかもしれませんが、社会福祉のコーディネーターというのがありましたけれども、市の職員が、チームが二チームできてとありましたよね。その人たちの中で、そういう福祉コーディネーターも一緒にやっていけばいいと思うのですけれども、また別にコーディネーターをつけてやると、どこになるの、その人はとなるから、そのチームの中の一員としていくというのを考えたらいいかと思うのですけれども。

○委員長 いずれにしても、その2地区だけではなくて、ほかの地域の組織化ということが重要になってくると。

○委員 そうです。

○委員長 課題になってくると思う。

○事務局 よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 今回の担当課の調査の部分なのですが、A、B。Bの評価というのも結構中にはあるのですが、詳細なところまで担当課と話が事前に詰め切れていない部分もあるのですが、Bの評価というのは、おおむね、事業としては順調には進んでいる。ただ、先ほど自分のほうでもお話をしたとおり、この部分が課題としては残っているからBと判断すると。そういう形で各担当課のほうでは、Bの評価というのはいくつかつけている傾向としてあるように、事務局としては捉えています。何もかもといいますか、全てが順調に進んでいるものについてはAだと。ただ、順調には進んでいる中で、一つ、これは何か改善していかなければならないとか、そういった部分が30年度にあった場合については、順調とは言い切れないというところで、Bの評価という形になっているものと捉えております。

○委員長 そうすると、Bはおおむね大丈夫だと理解していいということ。

○事務局 事業としての遅れはないのかなと。

○委員長 そうすると、問題はCのところですね。

○委員 普通はBが一番多いのだよね。Aが多いというのは変なのだよ。甘いですね。

○委員長 それでは、よろしいですか。次、(4)に行ってもよろしいですか。

(4) 避難行動支援ですね。要支援者に対する支援ということですが、資料の2の16から20ページですが、いかがでしょうか。

ここはCが多いのです。避難支援プランの策定、それから避難訓練の実施、地域防災体制の支援というところでは、Cになっておりますけれども、これはいつ災害が発生するかわからないわけだから、ここは問題ではと思うのですけれども、いかがでしょうか。

避難支援プランの策定ということに関して、個別計画ということに対しては、プライバシーの問題とか、どんなものなのですか。

○事務局 今、(4)の中でCとなっているもの、避難支援プラン(個別計画)の策定、あと、避難訓練の実施、地域防災体制の支援と、この三つがCという評価になっているのですが、ここの共通している部分というのが、今現在、白井市避難行動要支援者支援計画、全体計画というものを危機管理課を中心となって作成している状況になっております。

実際、ここがまだなかなか策定し切れていないというところで、そこにかかわる部分が全体計画にかかわって個別計画、あとは避難訓練地域防災体制の支援という部分が絡んできますので、その全体計画が今現在、策定中だという部分で、「一部遅れがある」という評価になっているものと捉えております。実際、避難行動要支援者の全体計画というの、今現在、職員のほうも各担当課の職員から、委員として部会員みたいな形で参加をして、今、計画づくりをやっている段階になっておりますので、それができ上がってその計画が動いていけば、進捗状況も改善はしてくるのではと捉えております。

○委員 全体計画はまだ作成中だということなので、おくらしているという。だけれども、これは全体計画を早くやらないと、災害はいつ起こるかわかりませんし、避難行動訓練などというのは、しょっちゅうやらないとだめなわけで、困ったものだというふうに理解せざるを得ないということだと思います。

だけれども、それを待つしかないということですか、今のところは。

○事務局 担当課のほうでも、そこは十分認識した上で今現在、取り組んでおります。

○委員長 そこはよろしいですか、それで。できるだけ早くつくって実施していただきたいということだと思います。

それでは、次の(5)に行きたいと思います。生活困窮者に対する支援。資料の2、21から24ページ。いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 AとBがバランスよく並んでいるから、いいのではないですか。AとBが5個ずつだから。先ほどの甘いというのではないでしょうけれども。

一つ、伺ってよろしいですか。私、よくわからないのですけれども、学童保育というの

は、小学生のことを言っているのですか。

○委員長 そうです。

○委員 だから、保育というと、えっと思うけれども、要するに、学童が対象なわけですね。幼稚園のことを言っているわけではない。

○委員長 はい。

○委員 そうすると、先ほど先生がおっしゃったのですごくわかったのですけれども、幼稚園と小学校が一緒になったら、それは確かにまずいと思うのですけれども。わかりました。

○委員長 本来、正式な名称は、放課後児童プランという。学童保育は前の制度の名前です。これは、ベースに子供の貧困だとかそういう問題はキャッチできているのですか。どうなのですか。

○委員 その辺は親の。

○委員長 親の収入でやるわけですね。

○事務局 今、子供の貧困という部分のお話が出たので、その部分に絡む取組項目としては、学習・生活支援体制の確立というものがあまして、資料2で行きますと23ページになります。23ページの一番上、ナンバー42というところで、学習・生活支援体制の確立というところで、学習支援や食事の支援を行う団体との連携会議を開催していくという取組内容でありまして、30年度に関しても、当初の予定どおり、1回会議は開催して、意見交換などができたというところになっております。なので、実際そういう取り組み自体は行われているという形になります。

○委員長 今、子供の人口が少し減ってきて、大体13%ぐらいになっているのですかね。だから、7人に1人ぐらい。だけれども、地域によっても違うと思えますけれども、非常に大きな問題です。この問題を地域で解決していくというときに、子供食堂などをいろいろなところでやっていますよね。それに対する助成というか、そういうものはやっているのですか、行政としては。

○委員 やっています。市民活動推進補助金。今もその委員をやっているのだけれども、申請があったときに、最高7万だか、その補助金が出るということで、どこかの子供食堂という形でやって、そこに市から補助金が。市民活動推進補助金みたいな何か。

○委員長 それがなぜ重要かということは、子供食堂は、栄養の問題や腹を満たすというだけでなく、居場所になっているのです。だから、問題を把握するときのより非常に有効な手段であるわけです。

○委員 市民の活動の中で、子供食堂をやる日に、その同じところで4時から6時ぐらいまで勉強を教えますよ、そこに来たら御飯が食べられるよと、そのようなものもやっていて。

○委員長 それ重要ですよ。各地域ではほとんどは持ち出しで、自分たちのボランティアでやっているのですけれども、行政の支援があると、少しは余裕が出てきますし、やり方も変わってくると思うので、そういう支援が重要なのかなと思います。

大体、日本は子供が大切だといっても、子供を大事にしていない。ここが問題なのです。高齢者ばかりで。高齢者は選挙に行きますから。

それでは、よろしいですか。(5)のところの生活困窮者に対する支援は、さまざまな取り組みをやっているでしょうけれども、さらなる情報のキャッチや、それに対する手当などということも大切になってくると思いますので。重要な課題だという認識が必要かと思います。

では、ここはよろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員 子供の食事がなかなか十分にとれないというのは、新聞等で書かれていますけれども、白井ではそういうものがないという話があるのですけれども、これは市として、そういう事業をこれから立ち上げていくというお考えはあるのでしょうか。事業化していくというお考えはあるのでしょうか。

○事務局 貧困のお子さんに対してという。市が直接、何か具体的な対策を出していくかどうかというところですか。

○委員 はい。だから今は、中学生は朝飯を食べてこない。登校拒否をしているのだけれども、給食の時間だけ給食を食べに行き、給食を食べたら帰ってしまう。それから、夕食の準備ができていない。それが今、問題になっているのです。これはここでしゃべる内容ではないのですけれども、そういうことは白井としては、これからそういうものを例えば、施策として柱を立てていく気があるかどうか。

○事務局 自分が今把握している範囲では、もしかしたら担当部署のほうでそういう思いがあって、いずれ出てくるのかもしれないのはあるのかもしれないのですけれども、今具体的に目に見えて、これを目玉としてやっていくとか、そういったものまでは出てきていないというところではあります。

済みません。この程度の回答しかできないのですが。

○委員 ご検討してください。

○委員長 いろいろなそういう情報を共有していくということが重要です。早い段階で、行政がやるとか何とかは別にして、社協に任せるとか、NPOに任せるなどということも含めて、そういう気づいたことに関して、かなり問題だと思われることに関しては、対策をやる必要がありますので。ということだと思っております。よろしく願いいたしますということです。

長時間になりましたけれども、これで議題を終了したいと思いますので、よろしいですか。

議題のほうはよろしいですか。

それでは、事務局から、ほかに説明がありましたらお願いいたします。

Ⅲその他

○事務局 では、事務局のほうから。

今いろいろと皆様のほうからご意見いただいたものを、また、資料3の委員会による評価という部分を入れて、あと今回、録音もさせていただいておりますので、もう一回確認をしながら、各取組項目で、ここは委員会としての意見を入れておいたほうが良いというものをごちらでまた入れて、議事録の修正とあわせて皆様のほうにご確認をさせていただきたいと思っておりますので、またお時間いただいて、そういった内容の確認をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、今後なのですが、来年度、この計画の中間の見直しを行う予定となっておりますので、その見直しの方針等について、また今年度、おおむね10月ぐらいかと事務局では想定しているのですが、会議を持たせていただければと考えております。またその際には、事前に皆様のほうに日程調整の照会をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の会議につきましても、なかなかお忙しいところ、ご都合つかないところを合わせていただいて、今回、ご出席いただいた方も多数いらっしゃると思ひますので、ご出席に際して感謝申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

Ⅳ閉会

○委員長 それでは、これで策定委員会を閉じたいと思ひます。長時間、どうもありがとうございました。